

1. 5. 学校図書館の活用

(1) 学校図書館の活用は資料・情報の活用だけではない

学校図書館は、「資料，施設・場所，担当者」から構成されており，ほかに教育プログラムをもっている。従って，学校図書館の活用とは，資料や情報の活用ばかりではない。前節で主に資料・情報の活用について触れたので，ここでは，場所と学校図書館担当者の活用について述べる。

① 学校図書館という場所

「1.2. (1)」(p.11) に引用したように，学校図書館は当初から「実際の仕事に光明を投げ，それに意味と自由な価値をあたえるところの各種の知的資料の集成」と意図されて

いた。学校図書館は，「知が集積された場」であり，「知を横断的に見られる場」である。

図7のように，「米」というテーマでも，それに関する資料は，さまざまな類に含まれている。また同じテーマでも，絵本もあれば，一般資料や新聞，ファイル資料，参考資料もあり，AV 資料やインターネット資料もあるというように，資料の種類も多様に提供できる。加えて，複数の資料・情報を同時に見比べて思考することができる。

また，さまざまな困難や生きづらさを感じる児童生徒にとって，学校図書館という場は，「心の居場所」となることもある。

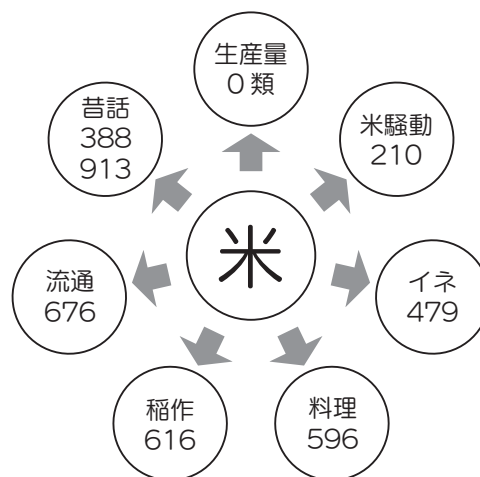


図7「米」の側面による分解

② 学校図書館担当者

学校図書館に担当者があるからこそ，学校図書館の活動・サービスがある。資料・場所の整備，資料の選択・受入・保存，展示や貸出，レファレンスサービス等，資料や情報の世界と利用者の世界を結びつける多種多様な仕事がある。そうした担当者の基本的業務のほか，授業者の依頼に応じて，授業の導入でブックトークを行ったり，高等学校の課題研究においてガイダンスを行ったりするプログラムがある。コレクションとしての資料・情報があり，学校図書館担当者がいてこそ，学校図書館の教育プログラムが始動する。

(2) 学校図書館の教育プログラム

資料を活用した教育プログラムには、読み聞かせやブックトークなどの読書推進活動や、授業の一環として学習テーマに関連した資料を紹介したり、読書感想文の書き方を指導したりするような授業と連携したプログラムがある。また情報活用能力の育成の面からは、①「図書館利用指導（オリエンテーション）」、②特定の情報源の利用指導、③特定のテーマに関する情報源とプロセスの指導、④資料・情報活用プロセス全体にわたる指導、がある。

図書館の利用指導は、1948年刊行の『学校図書館の手引』（文部省編 師範学校教科書）に掲載の「図書および図書館利用法」が嚆矢である。1948年の『手引』には、次の14項目が指導事項として挙げられていた。

- A. 図書館の見学、 B. 図書館の機能と利用、 C. 館内において、よい市民としてふるまうこと、 D. 図書の構成、 E. 図書の印刷部分、 F. 分類および図書の排列、 G. カード目録、 H. 辞書および百科事典、 I. 参考書、 J. 雑誌および雑誌索引、 K. 図書目録の作り方（ある主題についての書目の作り方）、 L. ノートの取り方、 M. 討論法と時事問題、 N. 文献の評価

その後、文部省の1953年の「学校図書館基準（案）」では「図書館教育」と呼ばれ、1959年発表の「学校図書館基準」以降の『学校図書館の手引』では「図書館の利用指導」と呼ばれている。この図書館利用指導は、1990年代以降の探究モデルの開発に影響をうけて、探究プロセスをもとにした情報活用能力の育成へと進んできたのである。前節の繰り返しになるが、学校図書館では、図書館利用指導の延長上に情報活用能力（情報リテラシー）の育成があるのである。

全国SLAでは、「資料・情報を活用する学び方の体系表」を1992年3月に発表している。「小学校低学年・中学年・高学年、中学校、高等学校」と発達段階に分け、「Ⅰ情報と図書館、Ⅱ情報源の探し方、Ⅲ情報源の使い方、Ⅳ情報のまとめ方」の4領域で、指導事項を体系化したものである。これは、「情報資源を活用する学びの指導体系表」として2019年1月に改訂された。発達段階の分け方は同様であるが、領域が「Ⅰ課題の設定、Ⅱメディアの利用、Ⅲ情報の活用、Ⅳまとめと情報発信」と変更されている。（図8）

(3) 司書教諭と学校司書の職務

① 司書教諭の職務

司書教諭は、読書指導と情報活用能力育成の専門家である。学校図書館活用をカリキュラムに位置づけて、学校図書館活用教育を推進する。

読書指導の年間計画と情報活用能力育成の年間計画や指導事項体系表の作成を全校に働

情報資源を活用する学びの指導体系表

2019年1月1日 公益社団法人全国学校図書館協議会

本体系表は、児童生徒の実態を踏まえて各学校や地域で独自の体系表を作成する際の参考とするため、標準的な指導項目と内容を示したものである。また、必要に応じて児童生徒の活動や情報資源・機器の種類等を例示している。

凡例 「◎」指導項目 「◇」内容 「※」例示

	I 課題の設定	II メディアの利用	III 情報の活用	IV まとめと情報発信
小学校低学年	◎課題をつかむ ◇教科学習の題材、日常生活の気づきから考える ◇見学や体験での気づきから考える ◎学習計画を立てる ◇学習の見通しをもつ ◇テーマが適切かどうか考える ◇テーマ設定の理由を書く	◎学校図書館の利用方法を知る ※図書館のきまり ※学級文庫のきまり ※本の借り方・返し方 ※図書の本棚の概要 ※目次や索引の使い方 ◎学校図書館メディアの利用方法を知る ※絵本、簡単な読み物、自然科学の本、図鑑 ※コンピュータ、タブレット	◎情報を集める ※観察、見学、体験 ※インタビュー ※図書資料、図鑑 ※コンピュータ、タブレット ◎記録の取り方を知る ◇カードやワークシートに書き抜く ◇タブレットやデジタルカメラで写真を撮る ◇日付や資料の題名・著者名を記録する	◎学習したことを相手や目的に応じた方法でまとめ、発表する ※口頭、絵、文章 ※絵カード、クイズ ※紙芝居、ペープサート、絵本、劇 ※コンピュータ、タブレット ◎学習の過程と結果を評価する（自己評価・相互評価） ◇調べ方を評価する ◇まとめ方を評価する
小学校中学年	◎課題をつかむ ◇学習の題材、日常生活の気づきから考える ◇見学や体験での気づきから考える ◎課題について話し合う ◇フラワーカードなどを利用する ◎学習計画を立てる ◇調べる方法を考える ◇学習の見通しをもつ ◇テーマが適切かどうか考える ◇テーマ設定の理由を書く	◎学校図書館の利用方法を知る ※日本十進分類法（NDC）のしくみと配架のしかた ※レファレンスサービス ※ファイル資料 ※地域資料、自校資料 ◎公共図書館の利用方法を知る ※検索のしかた、レファレンスサービス ◎学校図書館メディアの利用方法を知る ※図書資料、百科事典、国語辞典、漢字辞典、地図 ※新聞、雑誌 ※コンピュータ、タブレット	◎情報を集める ※観察、見学、体験 ※ゲストティーチャー、インタビュー ※図書資料、百科事典、国語辞典、地図、図表 ※新聞、雑誌 ※コンピュータ、タブレット ◎記録の取り方を知る ◇記録カードに記録する（抜き書き・要約） ◇タブレットやデジタルカメラで写真を撮る ◎集めた情報を目的に応じて分ける ◎情報の利用上の留意点を知る ※著作権、引用のしかた、出典の書き方 ※個人情報の保護	◎学習したことを相手や目的に応じた方法でまとめ、発表する ※文章、新聞、ポスター、リーフレット ※クイズ ※絵本、劇 ※発表会、展示 ※コンピュータ、タブレット ◎学習の過程と結果を評価する（自己評価・相互評価） ◇メディアの使い方を評価する ◇調べ方を評価する ◇まとめ方を評価する ◇発表のしかたを評価する ◇ポートフォリオなどを利用する
小学校高学年	◎課題をつかむ ◇学習の題材、日常生活での興味関心から考える ◇ウェビングなどの発想法を利用する ◇大テーマから中・小テーマを設定する ◎学習計画を立てる ◇調べる方法を考える ◇学習の見通しをもつ ◇テーマ設定の理由を書く	◎学校図書館の利用方法を知る ※日本十進分類法（NDC）のしくみと配架のしかた ※目録の利用のしかた ※レファレンスサービス ◎各種施設を利用する ※公共図書館 ※博物館、資料館 ※地域の施設 ◎メディアの種類や特性を知る ※図書資料、参考図書（事典、年鑑） ※地図 ※新聞、雑誌 ※ファイル資料、視聴覚メディア ※電子メディア ※人的情報源、見学、観察、実験、体験	◎情報を集める ※図書資料、参考図書（事典、年鑑） ※地図、図表 ※新聞、雑誌 ※ファイル資料、視聴覚メディア ※電子メディア ◎記録の取り方を知る ◇記録カードに記録する（抜き書き・要約） ◇タブレットやデジタルカメラで写真を撮る ◎ファイル資料を作る ◇ノートに記録する ◎情報機器で記録する ◇資料リストを作る ◎情報を比較して評価する ◇複数の情報を比較、考察する ◇必要な情報を選択する ◎情報の利用上の留意点を知る ※インターネット情報 ※著作権、引用のしかた、出典の書き方 ※情報モラル ※個人情報の保護	◎学習したことを相手や目的に応じた方法でまとめる ◇集めた情報を整理する ◇調べたことと自分の考えを区別する ◇図表に表す ◇写真や映像、音声を取り入れる ◇資料リストを付ける ◎学習したことを相手や目的に応じた方法で発表する ※展示、掲示 ※新聞、レポート ※発表会、実験 ※コンピュータ、タブレット ◎学習の過程と結果を評価する（自己評価・相互評価） ◇メディアの使い方を評価する ◇調べ方を評価する ◇まとめ方を評価する ◇発表のしかたを評価する ◇中間発表会をする ◇ポートフォリオなどを利用する
中学校	◎課題を設定する ◇課題設定の理由を文章で書く ◇ウェビングなどの発想法を利用する ◎学習計画を立てる ◇調べる方法を考える ◇学習の見通しをもつ	◎学校図書館を効果的に利用する ※分類、配架のしくみ ※コンピュータ目録 ※レファレンスサービス ◎目的に応じて各種施設を利用する ※公共図書館 ※博物館、資料館、美術館 ※行政機関 ◎メディアの種類や特性を生かして活用する ※図書資料、参考図書 ※地図、年表 ※新聞、雑誌 ※ファイル資料 ※電子メディア ※人的情報源、フィールドワーク	◎情報を収集する ※図書資料、参考図書 ※地図、図表 ※新聞、雑誌 ※ファイル資料 ※電子メディア ※人的情報源、フィールドワーク ◎情報を記録する ◇ノートやカードに記録する ◇情報機器で記録する ◎情報源を記録する ※著者、ページ数、出版社、発行年 ※発行者、URL、確認日 ◎情報を分析し、評価する ◇複数の情報を比較、考察する ◇目的に応じて評価する ◎情報の取り扱い方を知る ※インターネット情報 ※著作権、引用のしかた、出典の書き方 ※情報モラル ※個人情報の保護	◎学習の成果をまとめる ◇相手や目的に応じた方法でまとめる ◇事実と自分の意見を区別する ◇課題解決までの経過を記録する ◇資料リストを作成する ◎学習の成果を発表する ◇相手や目的に応じた発表の方法を考える ※口頭、レポート、ポスター、実験 ※タブレット、電子黒板、コンピュータ ◇わかりやすく伝えるための工夫をする ※色づかい、表やグラフ、エフェクト ◎学習の過程と結果を評価する（自己評価・相互評価） ◇課題設定や学習計画の妥当性を検証する ◇利用したメディア、情報を評価する ◇課題が解決できたかどうかを評価する ◇まとめた成果物を評価する ◇相手や目的に応じて適切に発表できたかどうかを評価する ◇中間発表会をする ◇ポートフォリオなどを利用する
高等学校	◎課題を設定する ◇課題設定の理由を文章で書く ◇達成目標を設定する ◎学習計画を立てる ◇課題解決の戦略・方策を検討する ◇まとめ方の構想を立てる	◎学校図書館の機能を理解し、効果的に活用する ※分類、配架のしくみ ※情報の検索 ※レファレンスサービス ◎目的に応じて各種施設を利用する ※公共図書館 ※博物館、資料館、美術館 ※行政機関 ◎大学等の研究機関 ◎メディアの種類や特性を生かして活用する ※図書資料、参考図書 ※地図、年表 ※新聞、雑誌 ※ファイル資料 ※電子メディア ※人的情報源、フィールドワーク	◎情報を収集する ※図書資料、参考図書、白書 ※地図、図表 ※新聞、雑誌 ※ファイル資料 ※電子メディア ※人的情報源、フィールドワーク ◎情報を記録する ◇記録の方法を考える ※ノート、カード、複写、切り抜き ※撮影、ICT機器 ◎情報源を記録する ※著者、ページ数、出版社、発行年 ※発行者、URL、確認日 ◎情報を分析し、評価する ◇複数の情報を比較、考察する ◇情報源を評価する ◎情報の取り扱い方を知る ※インターネット情報 ※著作権、知的財産権 ※情報モラル ※個人情報の保護	◎学習の成果をまとめる ◇相手や目的に応じた方法でまとめる ◇事実と自分の意見を区別する ◇課題解決までの経過を記録する ◇資料リストを作成する ◎学習の成果を発表する ◇相手や目的に応じた発表の方法を考える ※口頭、レポート、ポスター、実験 ※タブレット、電子黒板、コンピュータ ◇わかりやすく伝えるための工夫をする ※色づかい、表やグラフ、エフェクト ◎学習の過程と結果を評価する（自己評価・相互評価） ◇課題設定や学習計画の妥当性を検証する ◇利用したメディア、情報を評価する ◇課題が解決できたかどうかを評価する ◇まとめた成果物を評価する ◇相手や目的に応じて適切に発表できたかどうかを評価する ◇中間発表会をする ◇ポートフォリオなどを利用する

図8 情報資源を活用する学びの指導体系表

<https://www.j-sla.or.jp/pdfs/20190101manabinosidoutaikeihyou.pdf>

きかける。特に、教科横断的な「学び方のスキル」「情報活用スキル」をどの教科のどの学年で指導するか、「習得」「活用」「探究」のレベルをどこで実施するか等を、全校で検討することが必要である。

また、学校図書館という立場からは全教科を横断的・俯瞰的に把握できるので、共通テーマへの各教科のアプローチの方法を全校に伝達し共有することができる。司書教諭は、これらの教科横断的な「読む力」「情報活用スキル」「共通する学習テーマ」という面から、カリキュラム・マネジメントを提案していくことができる。

② 学校司書の職務

学校司書は、資料・情報の専門家である。学校図書館を整備し日々の運営にあたる。児童生徒と本の世界を結びつけて、人としての成長を促す手助けをする。読書活動を推進し、児童生徒が読書の喜びを知り、読書習慣を形成するよう支援する。調べ学習においても多様な媒体の情報（源）の性質を知り、その利用を支援する。学校司書は、児童生徒の読みのレベルや知的・精神的発達段階を知り、適切な対応方法、資料・情報の提供方法を知っている者である。

2014年3月に『これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質向上方策等について（報告）』が出された。同年6月に学校図書館法の改正により「学校司書」が法制化されたが、3月発表のこの報告書には、「学校図書館担当職員」となっている。その職務として図9が掲載されている。図9の「直接的」「間接的」というのは、利用者に対しての表現である。



図9 学校図書館担当職員の職務（イメージ図）

③ 司書教諭と学校司書の協働

学校司書の配置が進むにつれ、学校図書館は学校司書にまかせておけばよいという意識が見られることも事実である。しかし、学校図書館活用をカリキュラムに位置づけ、カリキュラム・マネジメントを提案できるのは、教員である司書教諭である。学校司書は、資料・情報の性質を知り、利用方法を知っている専門家である。司書教諭と学校司書が専門的役割を果たして車の両輪のように協働してこそ学校図書館は十全に機能する。

1. 6. 情報教育の進展

(1)『情報教育に関する手引』1990, 2002

前節で述べたように、臨時教育審議会の「教育改革に関する第二次答申」（1986年4月23日）に初めて「情報活用能力」の語が使用され、その育成の必要性が強調された。その後、1990年7月に『情報教育に関する手引』（文部省）が刊行された。

この1990年の『手引』においては、情報活用能力を構成する4つの基本的な考え方や各教科等との関連が示されている。また、情報教育関係の分掌として次の図10が示されていた。

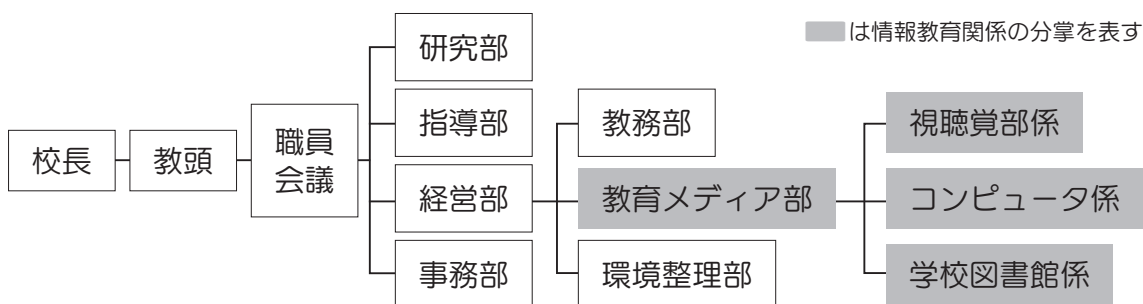


図10 部・係として位置づけた例

2002年には、『情報教育の実践と学校の情報化：新「情報教育に関する手引」』（文部科学省）が出された。その「第2章 初等中等教育における情報教育の考え方」の「第1節 情報教育の位置付け」に「教育の情報化」と「情報教育」の目的が次のように示されている。

「情報化に対応する教育」あるいは「教育の情報化」の目的は、①子どもたちの情報活用能力の育成、すなわち体系的な「情報教育」の実施に加え、②各教科等の目標を達成する際に効果的に情報機器を活用することを含むものである。

すなわち、初等中等教育における「情報教育」は、「生きる力」の重要な要素として、中学校技術・家庭科や高等学校情報科にとどまらず、教育活動全体を通じて、「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」の三要素から構成される「情報活用能力」をバランス良く、総合的に育成することを目標としている。(p.24)

情報教育の実施領域・教科として挙げられた、中学校の「技術・家庭科」の「情報とコンピュータ」の領域は、それまでの「情報基礎」の領域に代えて1998年改訂の学習指導要領で新設された領域であり、高等学校の普通教科「情報」は、1999年改訂の学習指導要領で新設された科目である。

2002年の『手引』では、1990年の『手引』で4つの構成要素から説明された情報活用能力は、上記のように「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」の3つから構成されるものと整理され、指導実施の領域や教科が新設されて、ここに、「情報手段」(コンピュータ)の適切な利用を主目的とする情報教育が体系化されたと言える。

しかし、小学校においてはこれまでと同様、各教科で指導するとされており、「第2章 初等中等教育における情報教育の考え方」の「第2節 各学校段階における情報教育の在り方 1. 小学校段階(1)発達段階等への配慮」には次の文章が見られる。

小学校はクラス担任制であるため、児童がコンピュータや情報通信ネットワーク等を活用する体験は、担任教員が情報教育に取り組む姿勢によって格差を生じる恐れがある。仮に、活用体験の異なるクラスの児童がクラス替えで一緒になると、グループ学習の際などに、児童の間で役割分担が決まってしまう、機器の操作に慣れていない児童は、ますます、触れ、慣れ親しむ機会を失うことになりかねない。このようなことを避けるためにも、各学年段階で、およその活用体験の目安を定め、必要に応じて、担任教員同士や、司書教諭、専科教員とのチームティーチングを行うなどして、同学年の児童の間に格差が生じないような配慮をすることが大切になる (p.32-33)

また、「第4章 情報化に対応した指導体制」の「4. ティーム・ティーチングの活用」にも、司書教諭の文字が見られる。

なお、ティーム・ティーチングの導入の際には、コンピュータ活用に関する経験が深い教員や、学校図書館を活用した教育活動において中心的な役割を果たす司書教諭等と連携したり、指導計画の段階からそれぞれの教員の役割分担について共通理解を図るなど、ティーム・ティーチングの効果をさらに上げるための工夫が大切である。(p.95)

さらに、2002年の『手引』には、「第5章 情報通信環境の整備」の「3. 教育用コンピュータの配置」に「(3) 学校図書館」が挙げられている。

学校図書館については、図書のほかにVTRやDVDと言った映像メディアやコンピュータ、インターネットなど、いろいろなメディアを兼ね備えたメディアセンターとしての機能を強化することが求められている。

このため、学校図書館には、数台のコンピュータを配備し、CD-ROM等の教材や情報通信ネットワークで提供される学習情報を利用できるように整備を進めていくことが必要である。また、蔵書のデータベース化を進め、ネットワークにより地域の学校図書館や公共図書館と蔵書等の共同利用化を図るなど、必要な図書について、学校を越えた共用化を促進できるよう環境整備を進めていくことも必要である。

さらに、平成15年度から、12学級以上の学校におかれることとされている司書教諭には、今後、読書活動の充実とあわせて学校における情報教育推進の一翼を担うメディア専門職としての役割を果たしていくことが求められる。また、司書教諭には、学校図書館の学習情報センターとしての機能を生かして、児童生徒に情報活用能力を身に付けさせていくことや児童生徒の調べ学習に適切な指導助言を行うなど、これらの多様なメディアを活用した学校教育の展開について中心的な役割が期待されている。(p.107)

実際、「学校における情報教育推進の一翼を担うメディア専門職」としての役割を果たしている司書教諭が見られた。特に小学校では、情報主任を兼任している司書教諭や、コンピュータ教育を担っている司書教諭が存在した。

しかし、1997年の学校図書館法改正により、2003年4月以降12学級以上の学校には司書教諭が必置になったとはいえ、ほとんどの学校で司書教諭の授業時数の軽減措置はなく、学級や教科担任、クラブ活動の顧問等で多忙な毎日を送る多くの司書教諭には、学校図書館の日々の運営ですら厳しい状況にあった。しかも11学級以下の学校では「司書教諭は・・・置かないことができる」というままであった。

(2)『教育の情報化に関する手引』2009, 2020

2002年の『新「情報教育に関する手引」』の後、2009年3月に『教育の情報化に関する手引』が文部科学省から発表された。手引のタイトルが「情報教育」から「教育の情報化」と変化した。その「教育の情報化」は次の3つから構成されるとしている。

- ・情報教育 ～子どもたちの情報活用能力の育成～
- ・教科指導におけるICT活用 ～各教科等の目標を達成するための効果的なICT機器の活用～
- ・校務の情報化 ～教員の事務負担の軽減と子どもと向き合う時間の確保～

これは、従来のコンピュータ室中心の情報教育から、校内のどの教室においても、どの教員であってもICTを活用する教育へと転換あるいは拡大したことを示している。この2009年の『手引』には、「司書教諭」の文字は全編を通じて見られない。「第6章 校務の情報化の推進」に校務の情報化による業務軽減の説明に立場として挙げられていたのは、「管理職、教員、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、事務職員」であった。「司書教諭」は教員に含まれ、「学校司書」はまだ法制化されておらず、常駐する担当者が不在の「学校図書館」は場として認識されているにすぎなかったからであろう。

2019年6月に「学校教育の情報化の推進に関する法律」が公布・施行され、同2019年12月に「GIGAスクール構想」の発表があった。

2020年6月に、『教育の情報化に関する手引（追補版）』（文部科学省）が発表された。この『手引』では、「教育の情報化」の3つの側面が2009年版と同様に「情報教育、ICT活用教育、校務の情報化」と説明されており、「今回改訂された学習指導要領におい

ては、初めて『情報活用能力』を学習の基盤となる資質・能力と位置づけ、教科横断的にその育成を図ることとした。」と述べられている。その2017年・2018年改訂の学習指導要領では、小学校及び特別支援学校小学部では、ICTの基本的な操作を習得するための学習活動及びプログラミング教育を各教科の特質に応じて計画的に実施するよう記され、高等学校においては情報科の科目を再編し、必修科目として「情報Ⅰ」が新設された。

(3) 学校図書館を活用した情報教育

学校図書館活用においても情報活用能力の育成はその目的のひとつである。「1.5. (2) 学校図書館の教育プログラム」で見たように、学校図書館の情報活用能力育成は利用指導の延長上のものであり、情報リテラシー、つまり「学び方を学ぶ力」の育成でもある。千葉県袖ヶ浦市教育委員会では2002年から小学校・中学校の「学び方ガイド」を作成している。『袖ヶ浦市小学校学び方ガイド』は現行のものは2018年発行の第3版であるが、約20年前の2002年の初版から、すでに資料の利用ばかりでなく、カメラの使い方や発表の仕方など、学習のプロセス全体を網羅する「情報を使う力」が指導事項とされてきたことが、その目次（図11）から明らかである。

東京都杉並区立井荻小学校では、図12、図13のような「学校図書館年間指導計画」を作成している。表の左右に「情報活用能力の育成指導」と「読書指導」が示され、中央

I 資料を集める	17. E-mail の利用法	IV 調べたことを発表する
1. 学校図書館の使い方		30. 調査研究の発表法
2. 図書の分類	II 資料を整理する	31. 視聴覚機器の利用法
3. 本のつくり	18. ファイル資料の作り方	32. ワークショップの開き方
4. 公共図書館の使い方	19. 資料リストの作り方	33. 話し合いの仕方
5. 博物館での調べ方	20. 記録カードの作り方	
6. 百科事典の使い方		V 資料
7. 新聞記事の使い方	III 調べたことをまとめる	34. 官公庁、各種団体一覧
8. 統計資料の利用法	21. 絵や文でのまとめ方	35. 袖ヶ浦市役所に聞いてみよう
9. フィールドワークの方法	22. 資料のまとめ方	36. 学習に役立つホームページ
10. 電話のかけ方	23. 図や表による要約法	37. 著作権について学ぼう
11. ファックスの使い方	24. 報告文のまとめ方	38. 中央図書館案内
12. 図書検索の仕方	25. 紙芝居でのまとめ方	39. 長浦おかのうえ図書館案内
13. インタビューの仕方	26. 新聞の作り方	40. 郷土博物館案内
14. デジタルカメラの使い方	27. お礼の手紙の書き方	FAX 送付書
15. ビデオカメラの使い方	28. プレゼンテーションソフトの使い方	
16. インターネットの利用法	29. ホームページの作り方	

図11 「袖ヶ浦市小学校学び方ガイド」(2002)の目次

I 課題の設定(1課題をつかむ 2学習計画を立てる)
 II メディアの利用(1学校図書館 2メディアの種類や特性)
 III 情報の活用(1情報収集 2記録の取り方)
 IV まとめと情報発信(1相手や目的に応じたまとめ、発表 2自己評価・相互評価)

	情報活用能力の育成指導	情報資源活用体系 表の記載番号				井荻小情報活用能力 段階表と関係する 知識・技能	読書指導
		I	II	III	IV		
4月	(国)こんなものみつけたよ 【図書館利用の方法】 →☆(生)学校探検 ・図書館の場所をおぼえよう		1				(国)おはなしのしいな【読み聞かせ】
5月	(国)としょかんへいこう 【図書館利用の方法】 ・学校図書館へ行く ・学校図書館でのきまりを知る ・読みたい本を選んで、読書に親しむ		1 2				
6月							(国)あいうえおで あそぼう【関連読書】 ・言葉遊び歌を楽しむ (国)おおきな かぶ【関連読書】 読書旬間Ⅰ
7月	(国)としょかんと なかよし 【図書館利用の方法、読書記録】 ・読書記録を書く ・予約の方法を知る		1 2				読書の振り返り(1学期)
9月	(国)うみのかくれんぼ【調べ学習】 ・図鑑や科学読み物等から、他の生き物の隠れ方を調べて友達と交流する (生)あきとなかよし ・やさしい図鑑を見る	1 2	1 2	1 2	1 2		(国)こえにだして よもう【関連読書】
10月	本の扱い方【図書館利用の方法】		1				読書旬間Ⅱ
11月	(国)じどう車ずかんをつくろう 【調べ学習】 ・「じどう車しょうかいカード」を作る ・カードを交換して読み合う ・やさしい図鑑の使い方を知る (生)あきと あそぼう ・木の葉の本、木の葉遊びの本、 工作の本などを参考に作る	1 2	1 2	1 2	1 2	○電源ON/OF F、ログイン操作 ○タッチ操作 ○ロイロノートを活用した授業体験	(国)むかしばなしを よもう/おかゆのおなべ 【読書活動】 ・読みたい昔話を選んで読み、カードを書く
12月	本のおうちをおぼえよう 【図書館利用の方法】 ・本の一次区分を知る ・絵本の分類を知る		1 2				麦の穂の会 ・おはなしを聞き楽しむ 読書の振り返り(2学期)
1月							
2月	(国)どうぶつの赤ちゃん【調べ学習】 ・動物の赤ちゃんについて違いを調べる ・気づいた違いを発表し合う	1 2	1 2	1 2 3	1 2	○ロイロノート等を活用した簡単な調べ学習	読書旬間Ⅲ
3月							麦の穂の会 ・おはなしを聞き楽しむ 読書の振り返り(1年間)

図12 学校図書館年間指導計画 第1学年(杉並区立井荻小学校)

学校図書館年間指導計画 第6学年

令和3年度

I 課題の設定(1課題をつかむ 2学習計画を立てる)
 II メディアの利用(1学校図書館 2各種施設 3メディアの種類や特性を知る)
 III 情報の活用(1情報収集 2記録の取り方 3情報の比較・評価 4情報利用の留意点)
 IV まとめと情報発信(1相手や目的に応じたまとめ 2発表 3自己評価・相互評価)

	情報活用能力の育成指導	情報資源活用体系 表の記載番号				井荻小情報活用能力 段階表と関係する 知識・技能	読書指導
		I	II	III	IV		
4月	(国)地域の施設を活用しよう 〔公共施設利用の方法〕 ・記録カードの書き方		2	2			(国)春の河／小景異情〔関連読書〕 (国)帰り道〔関連読書、読書記録〕
5月							(国)笑うから楽しい／時計の時間と心の時間〔関連読書〕
6月	(国)【情報】情報と情報をつなげて伝える (国)私たちにできること〔調べ学習〕 ・身のまわりにある問題について考える ・提案文を書くための資料を集める ・グループで話し合い提案する (総)オリンピック・パラリンピック	1 2	1 3	1 2 3 4	1 2 3	○Webページの検索 (効果的な単語) ○新聞活用 ○著作権 ○効果的ツールの選択 ○プレゼン資料作成	読書旬間Ⅰ
7月							(国)私と本／森へ〔読書活動〕 ・テーマを決め本を読む ・グループブックトーク 麦の穂の会 ・おはなしを聞き楽しむ 読書の振り返り(1学期)
9月	(国)利用案内を読もう〔メディアの読み方〕 (総) 弓ヶ浜移動教室 ・下田や磯の生き物について調べまとめ →(社)日本の歴史	1 2	1 3	1 2 3 4	1 2 3	○Webページの検索 (効果的な単語) ○著作権 ○効果的ツールの選択 ○プレゼン資料作成 (構造図、新聞等)	(国)せんねん まんねん〔関連読書〕 (国)やまなし／イーハートヴの夢 〔関連読書〕 ・宮澤賢治作品を読む
10月							読書旬間Ⅱ
11月	(国)『鳥獣戯画』を読む 【情報】調べた情報の用い方 (引用、出典、著作権) 日本文化を発信しよう 〔関連読書、調べ学習〕 ・題材を決める ・情報を集める ・パンフレットを作る ・感想を伝え合う	1 2	1 3	1 2 3 4	1 2 3	○Webページの検索 (効果的な単語) ○著作権 ○効果的ツールの選択 ○プレゼン資料作成	(国)古典芸能の世界 〔関連読書〕 (国)大切にしたい言葉 ・座右の銘
12月	(家)日本の伝統的な食文化に学ぶ	1 2	1 3	1 2 3 4	1 2 3	○Webページの検索 (効果的な単語) ○著作権	麦の穂の会 ・おはなしを聞き楽しむ 読書の振り返り(2学期)
1月	(社)日本とのつながりの深い国々 ・国別地誌の資料で調べる ・日本との違いに着目しポスターを書く (社)世界の未来と日本の役割 →(総)国際理解	1 2	1 3	1 2 3 4	1 2 3	○Webページの検索 (効果的な単語) ○著作権 ○効果的ツールの選択 ○プレゼン資料作成	(国)詩を朗読してしようかいしよう 〔関連読書〕 (国)メディアと人間社会／大切な人と深くつながるために／プログラミングで未来を創る〔関連読書〕
2月	(理)生物と地球の環境との関わり ・問題を見つける ・地球環境との関わりを調べる ・考察をまとめる ・話し合う	1 2	1 3	1 2 3 4	1 2 3	○Webページの検索 (効果的な単語) ○著作権 ○効果的ツールの選択 ○プレゼン資料作成	読書旬間Ⅲ
3月							(国)海の命〔関連読書〕 麦の穂の会 ・おはなしを聞き楽しむ 読書の振り返り(一年間)

図13 学校図書館年間指導計画 第6学年(杉並区立井荻小学校)

に「井荻小情報活用能力段階表と関係する知識・技能」が明示されている。「情報資源活用体系表の記載番号」というのは、図 8 (p.35) の全国学校図書館協議会の「情報資源を活用する学びの指導体系表」の領域別の見出しにこの学校が付与した番号である。

学校図書館では、印刷資料の利用から始まって、資料のデジタル化にともなって学校図書館における ICT 活用へと進む場合も、また、最初から学校図書館活用とコンピュータ中心の情報教育が統合されて進められてきた場合もあった。

(4)「情報教育」の概念

情報教育の目的は情報活用能力の育成であるという定義によれば、1990 年代から急速に進められてきた主に「コンピュータ・リテラシー」（コンピュータの読み書き能力）の教育も、学校図書館活用による「情報リテラシー」（情報の読み書き能力）の教育も情報教育である。

学校図書館は、印刷資料から AV 資料、電子資料等さまざまな資料を収集・提供する機能を持ち、図書資料もインターネット情報も提供する。各種の情報を加工してパスファインダーやリンク集などを作成して提供する。学校図書館の情報教育は、「学び方を学ぶ」とも表現されてきたもので、教科横断的なものとして図書館の利用指導、特定の情報源の利用指導、特定のテーマに関する情報源とプロセスの指導、情報活用プロセス全体にわたる指導を行う。

1.6. 情報教育の進展のポイント

- ▷ 1998 年改訂の学習指導要領で中学校の技術・家庭科に「情報とコンピュータ」領域が新設され、高等学校で普通教科「情報」が新設された。
- ▷ 1990 年に『情報教育に関する手引』が、2002 年に『情報教育の実践と学校の情報化：新情報教育に関する手引』が発表された。そのなかには学校図書館と司書教諭への期待が述べられていた。
- ▷ 2009 年に『教育の情報化に関する手引』が、2020 年にその「追補版」が発表された。「教育の情報化」は、「①情報教育、②教科指導における ICT 活用、③校務の情報化」の 3 つから構成されるものと説明された。
- ▷ 2017 年・2018 年改訂の学習指導要領により、情報活用能力は、学習の基盤となる資質・能力と位置づけられ、教科横断的にその育成を図るものとされた。
- ▷ 学校図書館では、従来から教科横断的な「学び方を学ぶ力」を情報活用能力として位置づけてきており、学校図書館を活用した情報教育が実施されてきた。

1. 7. 「学校図書館の活用」と「教育の情報化」

(1)「学校図書館の活用」と「教育の情報化」の構成要素

「教育の情報化」が「情報教育（情報活用能力の育成）, 教科指導における ICT 活用, 校務の情報化」の 3 つの構成要素で捉えられたように, 「学校図書館の活用」も 3 つのセンター機能に対応する次の 3 つの構成要素があると捉えることができる。

- ・ 読書活動の推進 (読書センター機能)
- ・ 資料・情報活用教育 (学習センター機能)
- ・ 情報活用能力の育成 (情報センター機能)

「学校図書館の活用」と「教育の情報化」の 3 つの構成要素を比較して図示すると図 14 になる。

① 「資料・情報活用教育」と「ICT 活用教育」

「資料・情報活用教育」は, すべての教科で図書館を活用して授業全体を深め豊かにし

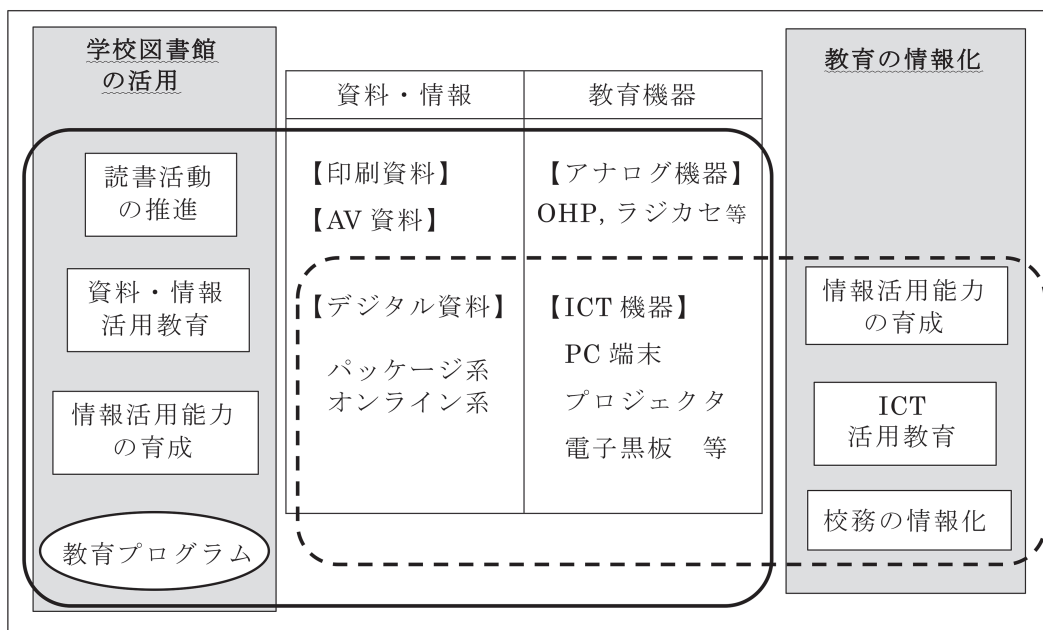


図 14 「学校図書館の活用」と「教育の情報化」

ていくものである。資料・情報は読書材や教材，学習テーマの背景や根拠となる資料，調べ学習や探究学習に用いる資料，制作等の見本となる資料，特別な支援の必要な児童生徒を含めた個々の児童生徒のニーズに即した資料など，印刷資料やデジタル資料という形態や種類に関わらない。ハイブリッドな資料を用いて児童生徒が主体的に思考する機会を作っていく。施設や場，学校図書館担当者の活用が含まれることは前述のとおりである。なお，「資料」と「情報」の定義は、『デジタル大辞泉（小学館）』によると以下のとおりである。

資料…研究・調査の基礎となる材料。

情報… 1 ある物事の内容や事情についての知らせ。インフォメーション。

資料は「図書館資料」とも言われるように，収集できる形態をもったものであるが，情報は資料のなかの一部を指して言う場合もあり必ずしもまとまった形となっていないものもある。情報を集積して資料とする場合もある。図書館では資料も情報も収集し組織化して提供するので，「資料・情報」という表現を用いることが多い。

「ICT 活用教育」は「各教科等の目標を達成するため」に ICT 機器を活用するものである。インターネットを用いて調べ学習をしたり，写真・音声・動画等を用いて多様な資料や作品を制作したり，離れた場所にいる専門家や他校の児童生徒等とつないで遠隔学習を行ったりする。これにより，児童生徒の ICT 活用能力を高め，情報モラルを意識し学ぶ機会が増加する。

資料・情報活用教育も ICT 活用教育も，一斉学習や個別学習，協働学習により，「学習活動の充実，主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」が実現される。

② 「情報活用能力の育成」

「教育の情報化」の情報教育における情報活用能力の育成は 1990 年代以降のものであり，「学校図書館」における情報活用能力の育成は，戦後の学校図書館導入以来の学校図書館利用指導が発展してきたものである。従って情報活用能力の原型は学校図書館にあるとも言えるが，現在の情報活用能力の育成は，学校図書館も情報教育も 1990 年代から開発された探究プロセスモデルに基づいている。その探究プロセスに沿って，情報教育では情報手段つまりコンピュータの利用を前提にした情報活用能力を育成しようとし，学校図書館では，多様なメディアの資料・情報を活用して学び方を学ぶ力である情報活用能力を育成することを目的としているのである。

(2) 学校現場における情報教育の統合の動き

「情報教育は学校図書館から始めればいいですね」と、以前、情報教育担当者が発言したことがある。ある学校図書館が作成した「学び方ノート」を見た折りのことであった。前述してきたように、これまでもコンピュータ教育を担当している司書教諭があった。小学校では、情報教育は各教科で実施されるものとなっているため、司書教諭が情報を使う力の一環としてコンピュータ教育を担当する場合もあった。中学校で「情報教育を統括している」と自他ともに認める司書教諭も見られた。情報活用能力の年間指導計画表や指導事項体系表を、学校図書館活用に関するものとコンピュータ教育に関するものを統合して作成している学校も以前から見られた。

これらは個別的な例ではあるが、現在では、校務分掌として、「図書館」「PC」「視聴覚」の3領域で構成される「情報教育部」や「情報学習部」が新たに組織される例が見られるようになってきた。そこでは、「情報教育」が、図書館とPCと視聴覚からアプローチするものとして認識されている。そうした学校では、「情報教育」の指導事項も年間指導計画も、図書館とPC関連が統合されている。ある学校では、朝の始業前の時間を常時間として、1週間の4日は図書館担当、1日はPC部担当で情報活用能力の育成にあたっているという。つまり、情報の内容的な学習、例えば信頼性の高いWebサイトの検索の指導、著作権の指導は学校図書館担当であり、情報の技術的な学習、例えばアプリの導入、ID／パスワードについての指導はPC担当である、という共通認識によっているのであり、学校図書館活用教育とICT活用教育が統合された情報教育として実施されているのである。行政は縦割りであっても、学校現場はひとつである。児童生徒の学びにお

いては、別々に学習されたものでもひとつの身の内において統合されるものである。学習場面においても関連をもって指導することが重要であり効果的でもある。

学校現場ばかりではない。横浜市教育委員会では、これまで「学校図書館教育」と「視聴覚・情報教育」としてそれぞれに考えられていた「情報活用能力」を一本化して一覧表と体系表を作成したという（「教育家庭新聞」2020年9月25日）。

横浜市教育委員会では、2011年度版の『学校図書館教育指導計画の作成の

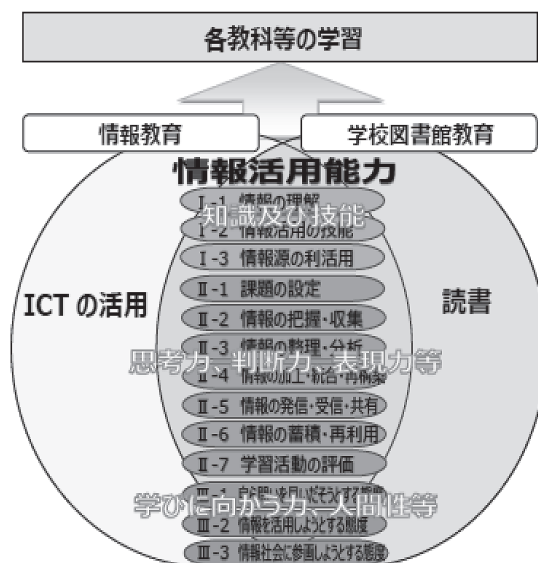


図15 情報活用能力の考え方（横浜市教育委員会）

手引』を改訂して2019年度版の『横浜市学校図書館利活用の手引』を2020年3月に発表した。このなかの「情報活用能力一覧表」について次のように説明されており、 15はその考え方を示したものである。

「情報活用能力一覧表」は、これまで学校図書館教育の視点で作成された「情報活用能力育成について整理し、「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」に基づく横浜市としての「情報活用能力」の捉えを示すもの」とします。特に、重なる部分を持ちながら別建てとなっていた情報教育における情報活用能力との一本化を図ります。新学習指導要領や「教育の情報化に関する手引」（令和元年12月）を踏まえ、ICTを活用する情報教育の視点との融合を図りました。

『横浜市学校図書館利活用の手引』横浜市教育委員会 2020.3 p.9

ある市では、これまで学校独自に、視聴覚担当、情報担当、などの名称が使われてきたが、2021年度より市教育委員会として、各校から参加の「ICT活用推進委員会」と「情報教育推進委員会」を立ち上げたという。「ICT活用推進委員会」は技術的なことを中心に、「情報教育推進委員会」は学校図書館担当者を中心に行っていくとのことである。また学校図書館担当者とICT担当者が合同で研修を行っている自治体もある。

このように、統合された「情報教育」という概念がすでに、学校現場で共有されはじめている。前述のように、情報の内容的なこと・技術的なことという学習内容を分担することもひとつの方法である。また、パワーポイントのスライド作成をさせる前に、紙芝居風に用紙にまとめる体験をさせるなど、児童生徒の発達段階に応じた指導方法を連続的に統合したり融合したりすることもできる。両者がどのように連携し役割分担をしたり指導方法を統合させたりしていくかについて、学校現場ではすでに工夫が始まっている。教育委員会においても、これらの担当者は連携し分担して、情報教育におけるコンピュータを基盤とした情報活用能力と、学校図書館の学び方を学ぶ力（情報リテラシー）である情報活用能力を統合してこれからの情報教育を推進していくべきである。

1. 8. ICT 活用と学校図書館

(1) 学校図書館活用教育とICT活用教育のベストミックスを図る試み

学校図書館活用教育と ICT 活用教育に関するベストミックスへの取り組みは、各学校や自治体で始まっている。

横浜市立緑園東小学校では、前節で紹介した横浜市教育委員会の『横浜市学校図書館利活用の手引き』を参考にして図書資料と ICT を活用した学びを実践している。年度初めには、中学年以上を対象に、担任と学校司書、ICT 支援員等の協働で「情報活用教室」というオリエンテーションを実施する。学校図書館の使用割当て時間を、1・2年生と支援級は週1回、3～6年生は週2回と決めて学校図書館活用を図っている。6年間で系統的に育成する情報活用能力一覧表を司書教諭が主となって作成し、学力向上委員会で、低学年・中学年・高学年・個別支援級用にそれぞれ作り変えて使用する。年度初めにその改訂版を「学びのプロセス」という名称で児童に配布し教員と共有する。各単元の初めに教員と子どもと一緒に学習計画を立てる際に「学びのプロセス」を意識することで、情報活用能力は身に付いていくという。（「自らの課題解決を意識する～横浜市立緑園東小学校」『教育家庭新聞』2021年4月19日 https://www.kknews.co.jp/post_library/20210419_2b 2021.7.12 参照）

東京都杉並区立桃井第三小学校では、朝の15分間モジュールを情報教育と読書指導に利用している。同校では、次の3つの指導計画が組み合わされて運用されている。

- ①情報教育年間指導計画…タブレット端末や電子黒板で身につけたい操作を、どの単元で、いつごろ実践すればよいのかが分かる、学年ごとの一覧表。
- ②学校図書館活用計画…読書指導、情報スキル指導をどの教科でいつ行うかまとめたもの。「総合」「情報」の項目も加わる。
- ③情報モラル・情報リテラシー教育指導計画…毎朝8時30分～45分の「モジュール」時間の金曜日（2020年10月～2021年3月の15回）に各学年が情報リテラシー教育に取り組んだ。例年この時間は「朝読書」だったが、突然の休校で児童が端末を家庭に持ち帰る事態に備えるためであった。2021年度の金曜日の朝のモジュールは、読書と情報モラル・情報教育を組み合わせ、情報活用能力全般を身につける時間になる。

（「情報を読み取り考えを深める～杉並区立桃井第三小学校」『教育家庭新聞』2021年4月19日 https://www.kknews.co.jp/post_library/20210419_2a 2021.7.12 参照）
同校の担当者は次のように述べている。

同校で ICT 機器の導入と情報教育を担当している大山努主任教諭は、…（中略）…「リテラシー、つまり文章を読む、物事を理解する、捉えるといったことをしっかり教えるという学校の役割がある。一方で時代背景として ICT 機器が発達し、情報が溢れる中、デジタルメディアと紙の資料の両方が活用できて、探究し、自分で考えることができる情報活用能力を伸ばさなければならない。そうした文脈が学校図書館と共有できており、必然的に一緒に取り組んでいる」という。…（中略）…土屋文代学校司書は、…（中略）…各学年の教員と話す中で「タブレット端末を利用した調べ学習は、時間をかけても上手に調べられない子がいる」との声が聞かれ、「情報を読み取ることに課題がある」ことが分かってきた。「読書はすべての土台。その上にさまざまなメディアから読み取る力を、情報全般を扱う学校図書館で育てる必要性を感じた」と話す。（「情報を読み取り考えを深める～杉並区立桃井第三小学校」『教育家庭新聞』2021 年 4 月 19 日 https://www.kknews.co.jp/post_library/20210419_2a 2021.7.12 参照）

以上のほか、学校や個人の教員によって、資料・情報の活用の工夫が見られる。

例えば、調べ学習においてインターネット検索後に印刷資料でも調べさせて確認させたり、まず印刷体の百科事典で調べさせてからインターネットを利用させたりする。中学校のレポート作成において、1 年生では印刷資料のみを使用してレポートを書かせ、2 年生ではインターネット利用も含めるなど、利用する資料を制限する。情報カードや思考ツールの利用は手書きで書くことを体験させてからデジタルツールを使う、などである。

いずれも、学校図書館活用と ICT 活用の教育担当者が連携・協働し、全校で、各教科の単元の目的を明確にして、目標達成のためにはどのメディアを用いてどのように授業を展開していくのがよいか等についてカリキュラム・マネジメントを進めていくことが必要である。

(2)ICT活用教育に対応する学校図書館の整備

学校図書館は、児童生徒が 1 人 1 台 PC 端末を持っていることを前提として改めて、整備を検討する必要がある。

まず、端末から学校図書館へアクセスできるように、端末に学校図書館のアイコンを作成する。端末から学校図書館にアクセスして蔵書検索するためには、学校図書館資料が

データベース化されていることが必要である。このデータベース化されている学校の割合は、2020年5月1日現在、小学校80.5%、中学校79.3%、高等学校92.2%である（「令和2年度『学校図書館の現状に関する調査』結果について（概要）」https://www.mext.go.jp/content/20210727-mxt_chisui01-000016869_02.pdf 2021.8.19 参照）。データベース化されていない自治体あるいは学校は、早急に整備する必要がある。

次に、図書館に無線LANを敷設し電子黒板等を設置して、教室と同様に授業を実施できるようにする。前述の「学校施設について議論する有識者会議」の中間報告案（2021年7月16日）には、「個別学習やグループワークに柔軟に使える多目的スペース」や「リフレッシュのためのラウンジなど」の整備の必要性も指摘されていたが、大学図書館では、これらを含めた「ラーニングコモンズ」という学修空間を整備した大学も多い。学校図書館もまた、ラーニングコモンズ化が必要となろう。

また、学校図書館HPの作成、商用データベース（『ジャパンナレッジ School』や新聞記事データベース等）などのレファレンスツールや電子書籍等の導入についても、自治体や各学校で検討すべきである。学校図書館担当者には業務上、児童生徒と同様の端末が配布されることが必要であることは言うまでもない。

(3) ICT活用教育に対応する学校図書館の利用者サービス

児童生徒が1人1台端末をもつ環境に対して、学校図書館の利用者サービスもまた、ICTに対応していかなければならない。これまでは、学校図書館に足を運ばなければサービスを受けられなかったのに対し、教室からでも自宅からでも端末があれば学校図書館サービスが受けられるようにする。

利用者サービスを、①資料・情報の収集・加工、②資料・情報の提供、③読書活動・図書館行事・広報、④授業支援・指導の4つの面から見ていこう。

① 資料・情報の収集・加工

学校図書館では、従来から印刷資料・AV資料・デジタル資料等を収集し提供してきた。今後は、インターネット上のデジタルコンテンツのニーズがさらに増えるであろう。学校図書館担当者は、これらのデジタルコンテンツに対しても、印刷資料と同様に評価・選択できなければならない。そして、収集した資料・情報を加工して、リンク集やポータルサイトを作成することも求められる。

② 資料・情報の提供

まず、端末から資料検索ができ、予約ができなければならない。電子書籍ならば端末から貸出ができる。新着図書やお薦めの本、貸出ランキング等の情報も端末から見るができるようにする。

レファレンスサービスは直接受け付けるほかに、メールでも受付・回答できるようにする。パスファインダーもサイト上で見るができると同時に、記載されている情報源や資料にアクセスでき、貸出予約ができるようにする。「カーリル」(日本最大の図書館検索 <https://calil.jp/>) や地域の都道府県立図書館 HP で提供している都道府県内図書館の横断検索などとリンクして必要な資料を図書館で探せるようにする。要するに、児童生徒が端末から検索した情報が、情報・資料の入手につながるようにしておくことが重要である。ただ、リンクを張るには許諾が必要な場合もあるので注意を要する。また、パスファインダーなどは、教育委員会主催の学校司書研修会等などのテーマにして、共同で基本バージョンを作成して、各校の事情にあわせてアレンジするようにすることもできる。

③ 読書推進活動・図書館行事・広報

「図書館だより」や展示、資料紹介は、これまで印刷物や館内で行っていたものを、学校図書館 HP 上でも閲覧できるようにし、予約あるいは貸出システムとリンクさせる。また、「青空文庫」(著作権の消滅した作品と「自由に読んでもらって構わない」ものをインターネット上に集める活動。2021 年 7 月 15 日現在、収録作品数：16632。<https://www.aozora.gr.jp/> 2021.7.15 参照) や、「書評サイト」も特に中高生には紹介したい。

読み聞かせやストーリーテリング、ブックトーク等を動画で配信したり、オンラインでビブリオバトルを実施したりすることもできる。他校の図書委員会との読書会や地域の人々と協働での読書推進活動も可能である。オンライン等によるデータ送信には著作権に留意する必要があるが、2020 年 4 月 28 日から「授業目的公衆送信補償金制度」が施行され、これまでは許諾が必要だった著作物の公衆送信について、学校の設置者(教育委員会、学校法人等)が指定管理団体(一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会)に補償金を支払うことによって、個別の許諾が不要になった。

④ 授業支援・指導

教科(単元)に役立つ資料・情報提供では、例えば、小学校社会科の単元では各種の「バーチャル工場見学」など、児童生徒がひとりひとり端末で見ることによって理解が深められるコンテンツを紹介する。高校では論文検索のための CiNii(サイニィ <https://ci.nii.ac.jp/>) を紹介したり、「総合探究」に新書を利用させる場合には「新書マップ」

(<https://shinshomap.info/>) を紹介したりする。これらは、これまで提供してきた情報に、デジタルのものが増加したに過ぎない。コロナ禍のために自宅学習を余儀なくされたが、それをきっかけにリンク集やポータルサイトが充実してきたのも事実である。学校図書館担当者はアンテナを高く掲げて、無料デジタルコンテンツの情報を収集・評価して適切な情報を提供するように心がける。デジタルコンテンツの「評価」に関しては、まだ手探りの状況ではあるが、学校図書館担当者同士、情報交換を密にして適切なデジタルコンテンツを提供したいものである。国立国会図書館を中心とした国内の美術館や博物館などのデジタルアーカイブの検索サイト「ジャパンサーチ」(<https://jpsearch.go.jp/>) や、国際子ども図書館の「中高生のための幕末明治の日本の歴史事典」(<https://www.kodomo.go.jp/yareki/index.html>)、東京学芸大学の「先生のための授業に役立つ学校図書館活用データベース」(<http://www.u-gakugei.ac.jp/~schoolib/htdocs/>) などぜひ紹介したい。また、学習成果物（例えばレポートや壁新聞など）をデジタル化して保存（デジタルアーカイブ化）したり、レポートのタイトルなどをデータベース化したりして、利用できるようにする。

情報活用能力の育成に関しては、学校図書館の利用指導から始まり、レポートの書き方などのガイダンス、授業におけるチームティーチングなどがある。利用指導にも端末を利用して図書館の情報提供を説明したり、端末による予約の方法を知らせたりする。利用指導の動画を作成して、いつでも見ることができるようにするのもよい。

学校図書館担当者は、これまでも増して、インターネット検索の方法や、Web ページの評価法や信頼性、デジタル著作権に関する支援・指導等を行うことが必要となる。その際の配布資料等も常時 HP に掲載しておいて、いつでもダウンロードできるようにする。たとえガイダンス等を担当しなくても、インターネット検索の方法や引用の方法などについて、わかりやすい解説を HP に掲載しておくといい。また、情報カードや思考ツール、各種ワークシート等を児童生徒にも教員にも学校図書館サイトからダウンロードできるようにしておく。これまで印刷資料で作成してきたワークシートやガイドブックなども PDF 化して HP に掲載して授業で使えるようにする。

学校図書館担当者はカリキュラムを俯瞰的に見ることができるので、「読書力」と「情報活用能力」の育成に関して教科間の連絡・調整、つまりカリキュラム・マネジメントを提案すべきである。これに加えて、印刷資料の利用とデジタル資料の利用との間の調整を図り、どの学年のどの単元で、どのように情報活用能力を育成するか、それには印刷資料とデジタル資料をどのように利用すると児童生徒にとって確かな学びとなるかを発達段階に応じて検討していかなければならない。学校図書館活用教育と ICT 活用教育のベストミックスを図るためには、両者は一元的に検討されなければならないのである。

(4)印刷資料とデジタル資料の利用時の意識と脳活動の特徴

近年、脳科学の発達による知見が見られるようになった。

言語脳科学者の酒井邦嘉氏は、講演「紙が育む記憶力・脳の創造性」のなかで、教育のデジタル化の問題点を3つ挙げている（「活字の学びを考える懇談会」 公益財団法人文字・活字文化推進機構 2021年6月2日）。

第1は、製本された紙の教科書とデジタル化した教科書では、内容の把握の仕方が相当に変わることで、第2は、デジタル化によってインターネットの検索による弊害が進むこと、第3は、デジタル端末で完結しがちになって、紙のノートを使わなくなってしまうことである。酒井氏は第3の点について、次のように述べている。

机の上に情報の宝庫であるタブレットが置いてあればそれで十分だと思いがちになる。膨大なテキストでもコピーは一瞬だから、画面を一度見ただけで頭に入るものと錯覚する。画面に電子ペンで書き込むことも可能だが、ノートに書き写して覚えることなど無駄な作業だと感じるようになるだろう。そうすると、そもそもメモを取る能力が育たなくなってしまう。

メモを取るためには、自力でその内容をかみ砕いて、自分の言葉でキーワードを抽出しながらまとめる必要がある。物事の関係性を自ら考えながらノートを書くのである。そうした地道な過程こそが、深い理解と学習を促すのだ。（『リレー講演 活字の学びを考える講演録 2021年6月2日』 活字の学びを考える懇談会、公益財団法人文字・活字文化推進機構 2021年6月）。

また、脳機能の研究者である川島隆太氏は、講演「スマホ脳と子どもの学力」において、次のような研究結果を明らかにしている。（「活字の学びを考える懇談会」 公益財団法人文字・活字文化推進機構 2021年3月16日）

○対面してお互いの顔を見ながら話をすると、きちんと脳活動が同期している。
要は、相手の気持ちを思いやっている。ところが、Zoomなどを使って話した時には、全く同期しなかった。何もしないで、ぼうっと座っているときの脳活動と変わってないということがわかった。

○辞書を使って調べると、確かに調べられた単語の数は少ないが、脳がきちっと

働いている。一方、スマホとウィキペディアで検索した時は、調べた数が多いが、脳に活動が起こらなかった。

○これまでの我々のデータで目にしたのは、読書は脳発達を促すということである。脳発達を促される子どもは、学力が高いという結果が出てきている。一方で、スマホ・タブレットを使い込んでいる子どもには、脳発達の抑制がかかる。（『リレー講演 学校教育のデジタル化・子どもの未来 講演録 2021年3月16日』活字の学びを考える懇談会、公益財団法人 文字・活字文化推進機構 2021年5月）

デジタル資料の利用が悪いというのではない。上述のように、利用するメディアの違いによって意識や脳活動に特徴があることを理解することが必要である。小学校低学年の児童には、デジタル資料より紙の資料、あるいは現実体験のほうが必要な場合が多いであろう。児童生徒の発達段階やメディア利用経験の多寡を考慮して、資料利用の際にメディアを選択して指導することが重要である。

認知神経科学や発達心理学の研究者であるメアリアン・ウルフ（Maryanne Wolf）は「紙の本」と「デジタルの本」を読むことについて、5～10歳の教育の重要性について次のように述べている。

… 小学校低学年でそれぞれの媒体で考えることを学ぶ発達段階は、2つの媒体に固有の特徴がそれぞれ十分に発達して自分のものになるまで、だいたい別々の領域に分かれているものとしてとらえています。…（中略）…

たとえば、私たちが最初に印刷物を読む手ほどきをしているあいだ、読むことには時間がかかっても、その代わりに物語が終わったあともずっと続く思索で報いてくれることを、子どもたちに学んでほしいと思います。ひとつの考えから次の考えへと突進する子どもたちの自然な傾向が、頻繁なデジタル視聴によって強くなるのと同じように、深い読みの経験は彼らに別の考え方を教えてくれます。社会としての私たちの課題は、デジタル時代の子どもたちにこのような経験両方を与えることです。（メアリアン・ウルフ 大田直子訳『デジタルで読む脳×紙の本で読む脳：「深い読み」ができるバイリテラシー脳を育てる』インターシフト 2020 p.232～234）

ウルフは、「バイリテラシー読字脳の育成」(p.229)を提案しているが、日本の未来を担う子どもたちには、媒体によって偏ることのない脳が育成されることが望まれる。

(5) 学校図書館利用のプロセスが思考を生む

学校図書館を利用するには知識が必要である。①本が分類されている方法を知り、②自分が探したい本は何類なのかを知り、③その類の書架は図書館内のどこにあるかを知り、④本は書架の上から下、左から右に並んでいることを知り、⑤本の背に貼ってあるラベルの意味を知らなければならない。こうした知識を習得させるために図書館利用指導を行い、手間暇をかけているわけだが、①～⑤は児童生徒が自分で考えるプロセスでもある。

建築家の安藤忠雄氏は図書館の「面倒くささ」が重要だと指摘する。

ネットを通じて、あらゆる情報が入手できそうな時代において、あえて自ら身運び、本を手にとって吟味する図書館の「面倒くささ」が重要だという。「面倒くさいプロセスを経て、自分で選び、身体を通して判断力を養う。だから親には本を選んでほしくない。」(「次世代 図書館で育む判断力」『朝日新聞』2020年7月5日 20面)

上述の「手間暇がかかること」や「面倒くささ」を体験することを通してこそ、児童生徒は脳を使う、すなわち思考するプロセスが生まれる。これが重要なのである。

そして、図書館を利用するなかで、目当ての本が並んでいる前後に関連した本が並んでいること、目当ての本と類似の本を比較・検討できること、書架の間を歩いているうちに思いがけない本と出会うことなど、思考し経験を重ねながら児童生徒は知の世界を逍遙することを身につけていく。館内の配架方法を理解することは、知の体系を認識することへとつながる。図書館という物理的な空間の構造を理解することは、物事の構造を理解することにつながる。物事の全体構造が把握できてこそ、そして状況の全体像が把握できてこそ、人の思考は次の段階へ進めるのではないか。探究のプロセスについても、プロセス全体を見通せてこそ、筋道を作れるのである。全体像が把握できないのは、「群盲象を評す」に等しいのではないか。